九年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五毛
十三年を超え十四年以下	年一分一厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分二厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分三厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分四厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十九日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・五五パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十九日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・五五パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第百六十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十九日

文部科学大臣　中川　正春

別表の補助金等の名称の欄中「健康教育振興事業費補助金」を「健康教育振興事業費補助金」に、「原子力人材育成等推進事業費補助金」を「次世代医療研究開発拠点形成事業費補助金
次世代医療研究開発拠点形成施設整備費補助金
原子力人材育成等推進事業費補助金
次世代医療研究開発拠点機能形成事業費補助金
原子力災害環境修復技術早期確立事業費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○農林水産省告示第二千三百八十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分三厘」を「年一分四厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千三百九十号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「一厘」を「零」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千三百九十二号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第一項の規定により、宮城県知事に代わって特定災害復旧等漁港工事を施行するので、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）第二条第一項の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十三年十二月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　工事の区域

(一)　気仙沼漁港

次のア点からコ点までを順次結んだ線及びコ点とア点を結んだ線により囲まれた区域

ア点　北緯三十八度五十四分〇三秒六四〇一　東経百四十一度三十四分四十六秒二三九九
イ点　北緯三十八度五十四分〇二秒四四九八　東経百四十一度三十四分五十二秒五七二四
ウ点　北緯三十八度五十三分三十八秒八二二九　東経百四十一度三十五分〇六秒四一一六
エ点　北緯三十八度五十三分三十八秒五一六四　東経百四十一度三十五分〇五秒五五五二
オ点　北緯三十八度五十三分四十四秒四一六〇　東経百四十一度三十五分〇二秒〇九七五
カ点　北緯三十八度五十三分四十四秒四八二九　東経百四十一度三十五分〇二秒二八四三
キ点　北緯三十八度五十三分五十八秒三四二六　東経百四十一度三十四分五十四秒一六〇六
ク点　北緯三十八度五十三分五十八秒五〇七三　東経百四十一度三十四分五十四秒三五一六
ケ点　北緯三十八度五十四分〇二秒一二一七　東経百四十一度三十四分五十二秒二三二九
コ点　北緯三十八度五十四分〇三秒二六九六　東経百四十一度三十四分四十六秒一二五八

○農林水産省告示第二千三百九十一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分三厘」を「年一分四厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。